



牛の精液・受精卵を扱う家畜人工授精所開設者の皆様へ 関係法令遵守状況等の自己点検をお願いします

昨年10月の「家畜改良増殖法」の改正及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律(家畜遺伝資源法)」の制定を受け、国では法令遵守の徹底を図るため、全国全ての家畜人工授精所に対して立入検査を行う方針です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年度の立入は必要最小限に留め、立入しない授精所に対しては「自己点検シート」を送付し、各授精所で自己点検を行ってその結果を農林水産省に報告していただくこととなりました。

「自己点検シート」が届いたら忘れずに回答してください。

⚠ 自己点検シートに関する注意点



- ・自己点検シートは東北農政局から各授精所へ直接送付されます。
- ・点検結果の提出期限は8月31日(火)ですが、提出忘れや点検シートの紛失を避けるため、可能な限り速やかに提出をお願いします。
- ・点検結果は郵送、FAX、メールでの提出のほか、スマートフォン等で農林水産省Webサイトにアクセスし、直接回答することも可能です。
- ・点検結果の未提出や不備があった場合は、優先的に立入検査の対象となりますのでご注意ください。

⚠ 回答にあたっての注意点

- ・昨年10月1日、各授精所に「管理番号」が振られたのと同時に、授精所の「業務の別」の記載内容も変更されました。
- ・それ以前に開設されていた授精所へは、管理番号等の通知文書をお送りしましたが、本県ではこの通知文書に変更後の「業務の別」が記載されていません。
- ・精液採取や受精卵の生産をしていない場合、業務の別は「⑤ 家畜人工授精精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存」のみになります。
- ・受精卵生産業務を行っており、どの業務内容を選択すればいいのか判断に迷う場合は、回答する前に当所までお問い合わせください。

東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所
TEL : 017-764-1744 FAX : 017-726-0335
夜間・土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-2274-0474